

2019 年度 東京都北区岩井臨海学園 指導員募集概要

■主 催 北区教育委員会事務局

■運 営 岩井臨海学園運営委員会

■協 カ 日本ライフセービング協会

■実 施 場 所 岩井海岸(千葉県南房総市久枝)

■日 程 2019年7月20日(土)~8月13日(火)(25日間)

☆別紙2「ラウンド表」をご覧下さい。

※学校は2泊3日の日程(1ラウンド)で入れ替わります。

—					
	ラウンド	1日目	2 日目	3 日目	
	左前	9 時 30 分 ミーティング 開始	8時30分 海岸集合	8時15分 振り返り	
	午前	11 時 00 分 入園式	11 時 00 分 プ ヴ ラム終了	8 時 35 分 閉園式	
	午後	13 時 00 分 海岸集合	13 時 20 分 集合 (海、室内)	※学校との最終 mtg に	
		16 時 00 分 プログラム終了	16 時 30 分 プログラム終了	より 5~10 分前後変更	
	夜間	19 時 30 分 ミーティング 開始	19 時 30 分 ミーティンク 開始	になることがあります	

※どうしてもラウンド単位で参加できない方は、申込用紙に●日~●日までとお書き下さい。

■指 導 目 標 ①自己の能力に適した課題を持って、海での泳ぎの技能を身につける。

②海辺の危険から自分の命を守るのに必要な知識と技能を身につける。

③海で溺れている人を泳がないで助けるのに必要な知識と技能を身につける。

■指 導 内 容 ビーチクリーン・Water Safety プログラム(浮身、ボディオリエンテーション

ライフジャケットスキル等)・サーフトレーニング・ニッパーボード・ビーチフラッグス

・心肺蘇生法・海の安全についての基礎知識・応急手当 等

■参 加 条 件 ①ベーシック·サーフ·ライフセーバー以上の資格を現在保持している方

※上記の資格に加えリーダー資格を取得していることが望ましい。 これらの講習会についての詳細は、JLAのホームページでご確認ください。

②①に該当する資格の 2019 年度分資格登録費を支払い済みであること

■待 遇 謝礼 (資格別役職別支給、別紙 1 参照)、交通費実費 (1 ラウンド以上の参加者のみ)、

宿泊、食事付き、保険加入

※自宅最寄り駅から岩井駅までの距離が、200km を超える方は、連続して 2 ラウンド以上の参加協力をお願いします。

※本プログラムは、Water Safety Assistant Instructor から Water Safety Instructor へ昇格する

ための実績としてカウントされます。

申込書式は http://jla.gr.jp/archives/14877.html より ダウンロードしてください。

■申込締切 <u>2019 年 7 月 1 日 (月) 必着</u>

※専用の申込書式を用いて郵送、FAX、メール送信のいずれかの方法でお申し込みください。

※指導員の参加状況、その他の事由によりお断りをする場合があります。

■そ の 他 指導を実際に行っていただく方には、後日 2 次要項をお送りいたします。

上記内容は変更になる場合があります。予めご了承ください。

■サーフライフセービングオーストラリア協会(SLSA)とのパートナーシップ事業

今年も 4 名のオーストラリア人ライフセーバーを招聘いたします。これは、SLSA が公募し、申し込みのあった方々から厳選された 4 名を派遣していただいています。今年は、すべての日程に 4 名のライフセーバーが参加することになりました。歴史と伝統のある SLSA のジュニアライフセービングプログラムに触れることのできるチャンスです。皆様のお申込み、お待ちしております。

◆申込先・お問合せ◆

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-1-18 公益財団法人 日本ライフセービング協会

> Fax: 03-3459-1446 E-mail : info@jla.gr.jp

東京都北区岩井臨海学園 謝金額一覧

【基本額】

所有資格に対する基本額は下記の通りです。なお、これらのいずれかに該当する資格をお持ちでない方は 指導に参加することができませんのでご注意ください。

資格名	謝金額/日
ベーシックサーフライフセーバー	6,000 円
アドバンスサーフライフセーバー	7,000 円
ウォーターセーフティアシスタントインストラクター	
or	8,000円
サーフライフセービングアシスタントインストラクター	
ウォーターセーフティインストラクター	
or	9,000円
サーフライフセービングインストラクター	

※指導員資格が BLS 指導員のみの方は、ベーシックサーフライフセーバーもしくは アドバンスサーフライフセーバーの資格に準ずる

【ジュニア指導者資格保持者に対する専門資格手当】

ジュニア指導について専門的に学び、ジュニア指導者資格を取得された皆様に対し、資格手当として下記の通りの金額を、基本額に加算して支給いたします。

(ジュニア指導者資格とは下記3資格を指します)

ジュニア指導者資格	専門資格手当/日(加算額)
リーダー	1,000円
ジュニアライフセービングアシスタントインストラクター	1,500円
ジュニアライフセービングインストラクター	2,000円

【役職手当】

ラウンドごとに、JLAから指名された指導責任者(チーフ)に対して、チーフ手当として下記の通りの金額を、基本額に加算して支給いたします。

役職	チーフ手当/日(加算額)
指導責任者(チーフ)	3,000円

■参考(所有資格と支払い金額)

- 例 1) ベーシックサーフライフセーバー資格のみ 6,000 円/日
- 例 2) ベーシックサーフライフセーバー資格+リーダー資格 7,000 円/日
- 例3) ウォーターセーフティインストラクター+ジュニアライフセービングインストラクター資格 11,000 円/日
- 例 4)サーフライフセービングインストラクター+ジュニアライフセービングインストラクター+チーフ 14,000 円/日